

## 川越市広告掲載基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告を掲載する場合の基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載できない業種又は事業者)

**第2条** 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 本市の市税を滞納している事業者
- (15) 社会問題を起こしている業種や事業者

(広告内容に関する共通基準)

**第3条** 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと認められる商品又はサービス

の提供に係るもの

エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの

イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ 他人の名誉若しくは信用を毀損するもの若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

カ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

キ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ク その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票における事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）。

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）。

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告

ア 個人又は団体の名刺広告

イ 個人又は団体の意見広告

ウ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を提出しない場合を含む。）

イ 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもので、その目的、内容等が不明

確であるもの

- ウ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- エ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- オ 射幸心をあおる表示又は表現
- カ 誇大な表現を含むもの
- キ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの
- ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ケ 他人名義の広告
- コ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- サ 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- シ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- ス 本市が広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（本市が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
- セ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
- イ 内容が醜悪又は残虐であるもの、猟奇的であるもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ウ 性に関する表現で露骨若しくはわいせつであるもの又は裸体を含むもの

(7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの

- ア 色又はデザインが景観と著しく違和感があり、公衆に不快感を起こさせるもの
- イ 自動車等の運転者の誤解を招いたり、注意力を散漫にする等、交通安全を阻害するおそれのあるもの

(8) その他広告を掲載することが不相当であると市長が認めるもの

- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 投機を著しくあおる表現のもの
- ウ 謝罪、釈明等のもの
- エ 尋ね人、養子縁組等のもの

(ホームページに関する基準)

**第4条** ホームページに広告を掲載する場合においては、当該広告がリンクするホームページについても、この基準を適用する。

(広告内容の修正等)

**第5条** 市長は、この基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとする。この場合において、広告内容の審査の結果、当該審査に係る広告に修正等すべき箇所があるときは、その修正等を広告主に求めることができる。

2 広告主は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

**第6条** この基準に定めるもののほか広告の掲載に関する基準が必要な場合は、市長が別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月26日から施行する。